

令和4年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和4年12月2日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年12月2日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

- 議案第85号 森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 森町定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 議案第87号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 森町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 令和4年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 議案第94号 令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第95号 令和4年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

< 議事の経過 >

議 長

(中根幸男 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年12月森町議会定例会を開会します。

発言の際には、マスクを着用し、着座のまま発言してください。

また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

新型コロナウイルス対策のため、本定例会は、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、5番川岸和花子君及び6番岡戸章夫君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月23日までの22日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月23日までの22日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第85号「森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

(中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君) ただ今上程されました、議案第85号「森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年の地方公務員法の一部改正により、職員の定年退職年齢の引き上げ、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）、定年前再任用短時間勤務職等の導入など新たな人事制度が創設されることになりましたので、本条例を改正するものであります。

主な改正は四点ございますが、一点目は、定年退職年齢の引き上げでございます。現行、60歳を令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げるものであります。二点目は、役職定年制の導入でございます。管理監督職は、60歳に達した日後最初の4月1日までの間に、降任等により管理監督職以外の職に異動するものであります。三点目は、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入でございます。60歳に達した日以後に退職した職員を従前の勤務実績その他の基準による選考で、短時間勤務の職に再任用するものであります。四点目は、事前情報提供・勤務意思確認制度の導入でございます。60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳

に達する日以後の任用、給与、退職手当等に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供し、60歳に達する日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものでございます。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第5、議案第86号「森町定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例について」から日程第8、議案第89号「森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今一括して上程されました、議案第86号「森町定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例について」から、議案第89号「森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年の地方公務員法の一部改正により、職員の定年延長に伴い再任用制度が廃止されること等により、関係する条例について、所要の廃止及び改正を行うものでございます。

それでは、各条例についてご説明いたします。

初めに、議案第86号「森町定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例について」申し上げます。

本案は、現在の定年年齢である60歳定年後、5年を経過する日までの再任用に関し必要な事項を定めた条例であります。地方公務員法の改正により、再任用制度が廃止されるため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第87号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

の一部を改正する条例」の改正内容でございますが、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるとともに、引用法令の条項を改めるものであります。

次に、議案第88号「森町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容でございますが、公益的法人等への派遣除外職員に、管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員を加えるものであります。

最後に、議案第89号「森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容でございますが、引用する条項を改めるものであります。

なお、施行期日は、いずれの条例も令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根幸男君) 日程第9、議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第92号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案3件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今一括して上程されました、議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第92号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」までの3議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年の地方公務員法の一部改正により、60歳から定年年齢までの間の給料月額が引き下げられること等により、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、各条例についてご説明いたします。

初めに、議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容でございますが、職員の定年延長に伴い、令和5年度から当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、60歳到達時点の給料月額を7割水準を基調とした給料月額に引き下げるとともに、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正し、基準給料月額を定めるものであります。

次に、議案第91号「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容でございますが、懲戒処分により減給されている職員が降給となった場合に、減給額を減らす措置を規定するものであります。

最後に、議案第92号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容でございますが、育児休業をすることができない職員及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員を加えるとともに、「再任用職員」及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

なお、施行期日は、いずれの条例も令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第12、議案第93号「令和4年度森町一般会計補正予算(第12号)について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第93号「令和4年度森町一般会計補正予算(第12号)」について、提案理由

の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ94,121千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,378,380千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

まず、7ページから20ページの各科目に計上いたしました需用費の光熱水費は、円安などによるエネルギー価格の高騰の影響により電気料金が上昇しており、当初見込んだ予算に不足が見込まれるため、追加をお願いするものでございます。

続きまして、7・8ページをご覧ください。

2款5項4目、静岡県議会議員選挙費2,300千円につきましては、令和5年3月31日告示、4月9日投開票が予定されている静岡県議会議員選挙について、ポスター掲示場設置等委託料などの経費を計上するものでございます。

9・10ページ、3款2項3目、保育園費3,488千円につきましては、令和3年度分の国及び県交付金等の精算に伴う返還金でございませう。

4款1項2目、予防費11,148千円につきましては、令和3年度分の国の負担金及び補助金の精算に伴う返還金でございませう。

11・12ページ、2項1目、清掃総務費11,180千円につきましては、袋井市森町広域行政組合ごみ処理施設費分担金の追加でございませう。円安などによるエネルギー価格の高騰の影響により、熱源として使用するコークスなどの価格が上昇し、当初見込んだ予算に不足が見込まれるため、分担金の追加をお願いするものでございませう。

6款1項1目、農業委員会費215千円につきましては、農業委員等が農地の利用状況調査等の際に利活用するなど、事務の効率化に資するタブレット端末導入のための経費でございませう。

13・14ページ、2項2目、農地事業費12,000千円につきましては

は、一宮大久保地区の水戸ヶ谷池と、一宮宮代東地区の宮ノ谷上池、宮ノ谷下池の防災対策として実施する団体営農村地域防災減災事業ため池改修基本設計等委託事業でございまして、国の補正予算を受け、農村地域防災減災事業費補助金の内示が、令和4年度へ前倒しとなることを踏まえ計上するものでございます。

8款2項3目、道路新設改良費3,005千円につきましては、県の実施する県道袋井春野線及び藤枝天竜線の事業の増加に伴い、負担金の追加をお願いするものでございます。

15・16ページ、5項1目、住宅管理費3,275千円のうち、修繕費2,850千円につきましては、やざき団地における電気温水器の取替1基と、排水管の漏水の影響で入居者2世帯に移転を依頼するため、移転先の部屋の修繕2件及び中川団地における天井配管の漏水2件に対応するための修繕費でございます。手数料425千円につきましては、やざき団地内の移転費用等でございます。

9款1項5目、災害対策費700千円のうち、修繕費490千円につきましては、緊急地震速報に新たな発表基準が追加されたことにより、全国瞬時警報システム（Jアラート）に音声データの追加対応を行うものでございます。

17・18ページ、10款1項2目、事務局費2,321千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施を見送った北海道森町児童生徒交流事業費1,932千円及び広島平和記念式典小中学生派遣事業389千円をそれぞれ減額するものでございます。

19・20ページ、4項1目、幼稚園費2,739千円のうち、報酬1,869千円につきましては、幼稚園教諭の退職に対し、嘱託講師の緊急任用にて対応したことに伴う会計年度任用職員の報酬及び預かり保育における支援を要する園児に対する支援のため、増員して対応するための会計年度任用職員報酬の追加でございます。

21・22ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費26,000千円につきましては、台風15号に伴う災害対応として追加が必要

となった町道の路肩崩壊、土砂の流出、崩土・倒木除去、排水路の閉塞等に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項6目、教育費国庫補助金1,722千円のうち、子ども・子育て支援交付金305千円につきましては、預かり保育事業の会計年度任用職員報酬に対する国庫補助金でございます。学校保健特別対策事業費補助金1,417千円につきましては、小中学校の感染症対策経費に対する国庫補助金でございます。すでに予算化し取り組んでおります経費の財源としての計上でございます。

16款2項4目、農林水産業費県補助金11,214千円のうち、農業委員会交付金214千円につきましては、農業委員会費のタブレット導入経費に対する県補助金でございます。農村地域防災減災事業費補助金11,000千円につきましては、団体営農村地域防災減災事業ため池改修基本設計等委託事業に対する県補助金でございます。

3項1目、総務費委託金2,300千円につきましては、静岡県議会議員選挙費に対する委託金でございます。

20款1項1目、繰越金78,552千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和4年度森町一般会計補正予算(第12号)の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (中根幸男君) 日程第13、議案第94号「令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第94号「令

和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,900千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ789,241千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項2目、下水道施設管理費3,900千円につきましては、円安などによるエネルギー価格の高騰の影響により電気料金が上昇しており、当初見込んだ予算に不足が見込まれるため、森町浄化センター維持管理費に係る光熱水費について、追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、7款1項1目、繰越金3,900千円の増額につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （中根幸男君）日程第14、議案第95号「令和4年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第95号「令和4年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額におきまして、収益的支出の営業費用に5,800千円を追加し、補正後の収益的支出予定額を340,577千円とするものでございます。

それでは、補正の内容を申し上げますので、付属資料1・2ペ

ージをご覧ください。

収益的収入及び支出の明細、支出の営業費用でございますが、円安などによるエネルギー価格の高騰の影響により、電気料金が上昇しており、当初見込んだ予算に不足が見込まれるため、動力費5,800千円の追加をお願いするものでございます。

以上が、令和4年度森町水道事業会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （中根幸男君）日程第15、議案第96号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第96号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更は、磐田市、掛川市、袋井市及び森町で構成する「太田川原野谷川治水水防組合」が、令和5年3月31日をもって解散することにより、当組合から脱退するもので、規約を変更するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町・組合議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 （中根幸男君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月8日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

I

(午前 10 時 07 分 散会)